

第 5 期 四 日 市 市 障 害 福 祉 計 画

第 1 期 四 日 市 市 障 害 児 福 祉 計 画

(2018～2020 年 度)

平 成 30 (2018) 年 3 月

四 日 市 市

目 次

I	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって	
1	はじめに	1
2	計画の位置付けと計画期間	1
(1)	計画の性格	1
(2)	他計画との関係	1
(3)	計画期間	3
(4)	計画期間中の見直しについて	3
II	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっての基本理念	
1	障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	4
2	障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施	4
3	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	4
4	地域共生社会の実現に向けた取り組み	5
5	障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援	5
III	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を確保に係る目標	
	【成果目標】	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	6
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援拠点等の機能整備	8
4	福祉施設から一般就労への移行等	9
5	障害児支援の提供体制の整備等	10
IV	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と見込量を確保するための方策	
	【活動指標】	
1	訪問系サービス	11
2	日中活動系サービス	12
3	居住系サービス	14
4	相談支援	15
5	障害児支援（児童福祉法によるサービス）	16
6	地域生活支援事業	18

V 計画の推進

- 1 障害者等に対する虐待の防止 19
- 2 障害を理由とする差別の解消の促進 19
- 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における
利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修の充実 19
- 4 関係機関等による協議の場 20
- 5 達成状況の点検及び評価(P D C Aサイクル) 20

資料編

障害のある人を取り巻く状況

- 1 障害のある人の現状と推移
 - (1) 身体に障害のある人の状況 22
 - (2) 知的障害のある人の状況 27
 - (3) 精神障害のある人の状況 31
 - (4) 難病患者（特定疾患医療受給者）の状況 33
 - 2 障害福祉サービス等の利用状況 34
-
- ・ 四日市市障害者施策推進協議会要綱 36
 - ・ 平成 29 年度四日市市障害者施策推進協議会委名簿 38
 - ・ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会共同設置規約 39
 - ・ 平成 29 年度四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会構成機関 41
 - ・ 平成 29 年度四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制 42

I 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって

1 はじめに

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、国においては、障害のある人及び障害のある子ども（以下「障害のある人等」という。）を基本的人権の享有主体として、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種制度の整備が進められてきました。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法（現「障害者総合支援法）」により、市町村に対して障害福祉サービスの提供体制を計画的に整備するための「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられたことを受けて、本市においては平成18年度に「四日市市障害福祉計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）」を策定して以降、4期にわたり障害福祉計画を策定し障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきたところです。

また、平成28年6月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30年度からの施行により市町村に対して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るために、新たに「市町村障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

これら障害福祉施策に関する法改正の内容に則して、今般、「第5期四日市市障害福祉計画・第1期四日市市障害児福祉計画」を策定し、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえながら、本市において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について計画的に提供する体制の確保を図っていくものとしします。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の性格

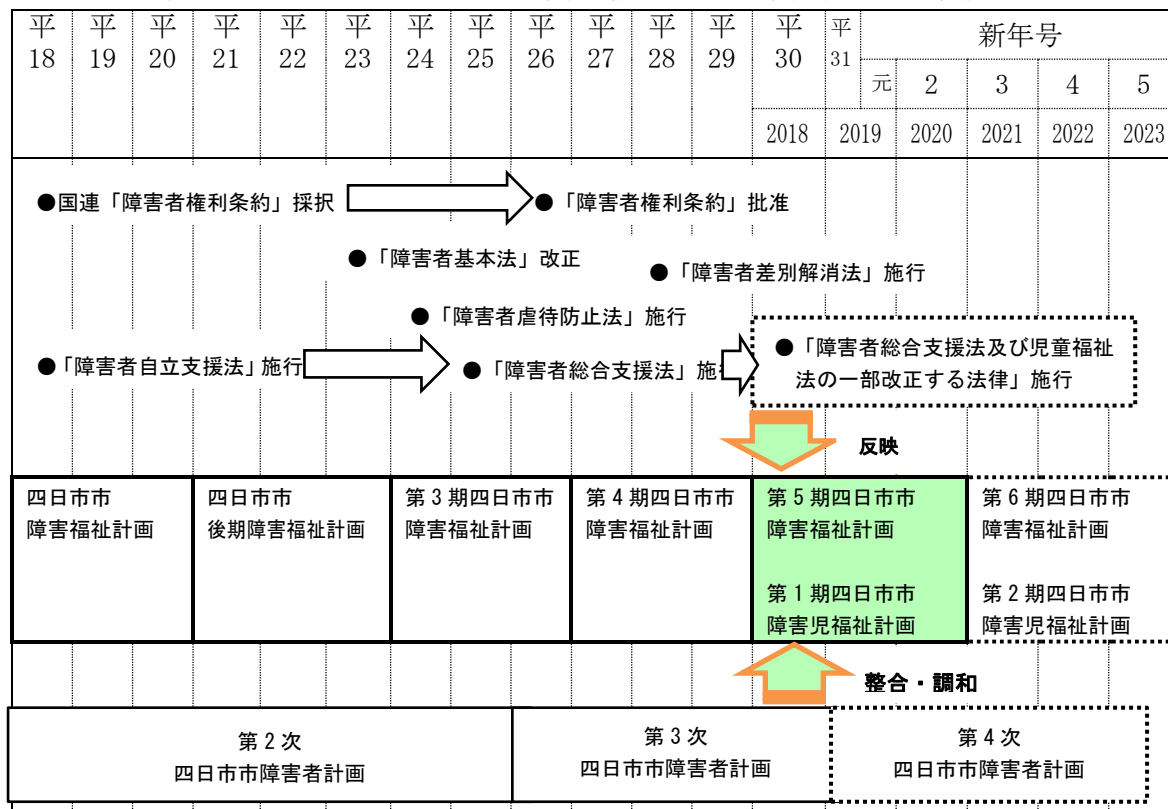
本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画であり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の3年間のサービス需要を見込むとともに、2020年度末に向けたサービスの提供体制の確保を図るために策定するものです。

(2) 他計画との関係

本市のあらゆる分野における施策展開を統括する「四日市市総合計画」のもと、目指すべき都市像である『みんなが誇りを持てるまち四日市』を実現させるため、その基本目標のひとつである「市民が支え合い健康で自分らしく暮らせるまち」を障害福祉施策の観点から具体化するための基本的方向を示すものとして、「第3次四日市市障害者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）（計画期間：平成26年度～平成30年度）」を策定しています。

本計画は、第3次四日市市障害者計画及びその後継計画のうち在宅生活の支援

(3) 計画期間：3年間（平成30年度～新年号2年度〔2020年度〕）



(4) 計画期間中の見直しについて

本計画策定時に設定した成果目標及び活動指標等の事項については、今後における国の障害保健福祉施策及び関連施策の動向等も踏まえながら、分析及び評価を行うなど必要があると認められる場合には、計画期間中における見直しを行うものとなります。

II 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっての基本的理念

1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が日常生活又は社会生活において必要となる障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の対象となる障害のある人等の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（※1）並びに難病（※2）患者等であって18歳以上の者並びに障害児（のある子ども）として、障害種別によらない一元的なサービス提供体制の充実を図ります。

※1 発達障害者及び高次脳機能障害者を含む

※2 障害者総合支援法施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった諸課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

このため、既存の障害福祉サービス事業所の連携体制を深めながら、障害のある人等の高齢化・重度化、また、いわゆる「親亡き後」への対応等に向けた地域生活支援の機能を高めていきます。

加えて、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、地域で支え合う仕組みづくりのため、さまざまな地域資源の活用を努めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域住民の一人ひとりが互いに支え合う地域共生社会の実現に向けては、複合化するニーズへの対応を強化することが必要となってきました。そのため、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて相互に又は一体的に利用しやすくすることや、障害福祉分野についても地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりに向け関係機関等と検討していきます。

また、人工呼吸器の装着など日常生活を営むために医療的ケアを必要とする障害のある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援に努めます。

5 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある子どもが必要な障害児通所支援等のサービスを利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

Ⅲ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

【成果目標】

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、2020年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標として、次に掲げる事項を設定するものとします。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	<p>障害のある人等の地域生活への移行を進める観点から、2017年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、2020年度末における地域生活へ移行する者の目標値を設定します。</p> <p>目標値の設定にあたっては、2017年度末時点における施設入所者数の9%以上が地域生活に移行するとともに、2020年度末の施設入所者数を2017年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とします。</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本市の数値目標	<p>国の指針を踏まえ、2017年度末時点における四日市市の施設入所者数（228人）の9%に相当する（21人）を地域生活へ移行する人の数（目標値①）として設定します。</p> <p>また、2017年度末時点における四日市市の施設入所者数（227人）の2%に相当する（5人）を施設入所者の削減数（目標値②）として設定します。</p>
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	項目	数値	考え方
本市の成果目標	2017年度末時点の施設入所者数 ④	228人	○目標年度末時点の数値を算定するための基礎となる数値
	2020年度末時点の施設入所者数 ⑤	223人	○④から地域生活への移行者数を控除し、施設入所が真に必要な者の数を加えた数値
	【目標値①】 地域移行者数	21人	○④の9%に相当する数値（小数点以下を切り上げ）
	【目標値②】 削減見込 (④－⑤)	5人	○④の2%に相当する数値（小数点以下を切り上げ）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、2020年度末までに障害保健福祉圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するとともに、市町村ごとに協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本市の 成果目標	2020年度末までに四日市障害保健福祉圏域において、精神障害のある人の地域移行及び地域定着の推進等に関する保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。 また、当該協議の場を本市における障害のある人等の保健、医療、福祉関係者による専門部会として位置づけながら、精神障害のある人にも対応した地域で支え合う仕組み作りに向けた課題検討等の協議を進めます。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 地域生活支援拠点等の機能整備

国の指針	地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とします。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------

本市の 成果目標	<p>障害のある人等の重度化・高齢化やいわゆる「親亡き後」を見据え、障害福祉に関する相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応や受け入れ、専門的な対応に向けた人材確保、地域の体制づくり等を推進する観点から、既存の障害福祉サービス事業所等の連携による面的体制の整備を図ります。</p> <p>このため、本市においては四日市市障害者施策推進協議会や四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等を通じて、障害のある人等の地域生活におけるニーズや課題を総合的に捉えながら、2020年度末までにグループホームや障害者支援施設の有する居住支援機能や専門処遇機能をはじめ、短期入所サービス事業所の担う緊急時受け入れ機能、日中活動サービス事業所による体験の機会や場の提供機能、相談支援事業所によるケアマネジメント機能等の連携体制を構築することによる地域生活支援拠点等の機能の整備を図ります。</p>
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、2020年度中に一般就労に移行する者の目標値を2017年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上として設定することを基本とします。また、就労移行支援事業の利用者数について、2020年度末時点における利用者数が2017年度末時点における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率（※）については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとします。さらに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を8割以上として設定することを基本とします。</p> <p>※2020年4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、2020年度中に一般就労へ移行した者の割合</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

本市の 数値目標	<p>国の指針及び従来までの実績を踏まえ、2017年度の一般就労への移行実績（37人㉔）の1.5倍に相当する（56人）を2020年度中に就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者の数（目標値①）として設定します。また、2017年度末時点における就労移行支援事業の利用者数（55人㉕）の2割増加に相当する（66人）を2020年度末時点における就労移行支援事業の利用者数（目標値②）として設定するとともに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割に相当する（3事業所）（目標値③）として設定します。</p> <p>さらに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%（目標値④）として設定します。</p>
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	項目	数値	考え方
本市の 成果目標	【目標値①】 2020年度中の 一般就労移行者数	56人	○㉔の1.5倍に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)
	【目標値②】 2020年度末時点の 就労移行支援事業利用者数	66人	○㉕の2割増に相当する数値
	【目標値③】 就労移行支援事業所数のうち、 就労移行率が3割以上の 事業所数	3か所	○2020年度末の就労移行支援事業所数見込6か所の5割に相当する数値
	【目標値④】 2020年度末時点の就労定着支援事業による支援開始1 年後の職場定着率	80%	○2019年度中に新規で就労定着支援事業を利用者で12か月以上にわたり一般就労している者の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針	<p>(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2020年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上を設置することを基本とする。また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>(2) 重症心身障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、2020年度末までに重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上を確保することを基本とする。</p> <p>(3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、2020年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
本市の 成果目標	<p>国の指針を踏まえ、重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターや、保育所等訪問支援の充実を図ります。また、2020年度までに、重症心身障害のある子どもや、医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるよう、事業所の確保に努め、保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設置することを目標と設定します。</p>

IV 障害福祉サービス等の見込量の算出と確保のための方策（活動指標）

第4期障害福祉計画のサービス利用実績等を踏まえ、今後のニーズ等を勘案し、次のとおり設定します。

1 訪問系サービス

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」は、自宅を訪問して入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護、移動に必要な情報の提供、行動の際に生じうる危険を回避するための必要な援護等を提供するサービスです。障害のある人等がその障害の状態、特性等に即した介護を受けながら在宅での生活を送ることができるよう、これらのサービスについて必要な提供量の確保に努めます。

サービスの種類	単位	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護	利用時間	5,200 時間	5,500 時間	5,800 時間
	利用人数	300 人	330 人	350 人
重度訪問介護	利用時間	1,750 時間	2,100 時間	2,100 時間
	利用人数	4 人	5 人	5 人
同行援護	利用時間	400 時間	405 時間	410 時間
	利用人数	30 人	31 人	32 人
行動援護	利用時間	100 時間	115 時間	130 時間
	利用人数	7 人	8 人	9 人
重度障害者等包括支援	利用時間	360 時間	360 時間	360 時間
	利用人数	1 人	1 人	1 人

<時間>・・・月間のサービス提供時間

<人>・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、それぞれのサービスごとの見込量を平成27年度から平成29年9月までの実績をもとに見込んでいます。

【確保のための方策】

- ・身体、知的、精神、難病等の特性に応じた支援が適切に実施されるよう、専門的な研修の実施や必要な情報の提供等を行います。

2 日中活動系サービス

障害のある人等が必要とする支援の度合いを勘案し、常時介護を必要とする重度障害のある人の日中活動を支援する「生活介護」や「療養介護」のほか、障害のある人等を在宅で介護する家族等へのレスパイト（一時的休息）支援や緊急時支援としての「短期入所」に係るサービス提供量の確保に努めます。

また、障害のある人等が地域において自立した生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上を図る「自立訓練」、就労に必要な知識及び能力の向上を図る「就労移行支援」、就労の機会の供与による生産活動を通じた知識及び能力の向上を図る「就労継続支援」に加えて、就労移行支援等の利用を経て一般就労への移行に伴い生じる生活、就労面等の課題について、就労の継続を図る観点から必要な支援を行う「就労定着支援」など就労に向けた訓練に係るサービス提供量の確保に努めます。

サービスの種類	単位	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用量	13,500 人日分	14,000 人日分	14,500 人日分
	利用人数	710 人	740 人	770 人
自立訓練（機能訓練）	利用量	100 人日分	120 人日分	130 人日分
	利用人数	6 人	7 人	8 人
自立訓練（生活訓練）	利用量	1,050 人日分	1,155 人日分	1,260 人日分
	利用人数	50 人	55 人	60 人
就労移行支援	利用量	1,100 人日分	1,200 人日分	1,300 人日分
	利用人数	60 人	63 人	66 人
就労継続支援（A型）	利用量	5,300 人日分	5,500 人日分	5,700 人日分
	利用人数	280 人	290 人	300 人
就労継続支援（B型）	利用量	7,250 人日分	7,600 人日分	8,000 人日分
	利用人数	380 人	400 人	420 人
就労定着支援	利用人数	19 人	23 人	28 人
療養介護	利用人数	20 人	20 人	20 人
短期入所（福祉型）	利用量	800 人日分	850 人日分	900 人日分
	利用人数	160 人	170 人	180 人
短期入所（医療型）	利用量	30 人日分	30 人日分	35 人日分
	利用人数	6 人	6 人	7 人

＜人日分＞・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

＜人＞・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

ニーズの把握、特別支援学校卒業見込者数、一般就労への移行者数などを勘案しつつ、2020年度までの目標値を設定しています。

【確保のための方策】

- ・地域で生活していく上で、障害のある人の希望に即したサービス等利用計画を作成し、それに基づき必要な障害福祉サービスの提供に努めます。
- ・必要なサービスと支給量を確保するため、日中活動系サービス事業所の整備や拡充を図ります。
- ・既存の障害福祉の事業者だけでなく、介護保険の事業者に対する支援策を併せて行うことで、障害福祉サービス事業所としての指定の拡大に努めます。
- ・新たに追加される「就労定着支援」を活用し、一般就労後の自立生活を安定させるために、就労先と連携しながら就労が継続できるよう支援を行っていきます。

3 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホーム（「共同生活援助」）の充実を図るとともに、施設入所支援に係るサービスの支給量を確保していきます。

また、施設入所支援や共同生活援助を経て居宅において自立した生活を営む上で諸課題について必要な支援を行う「自立生活援助」を活用して、入所等から地域生活への移行に向けたサービスの充実を図ります。

サービスの種類	単位	2018 年度	2019 年度	2020 年度
自立生活援助	利用人数	8 人	9 人	10 人
共同生活援助	利用人数	230 人	240 人	250 人
施設入所支援	利用人数	226 人	224 人	223 人

<人>・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

入所施設利用者の地域移行、長期入院者の退院促進に加えて、障害児施設に入所する児童数の状況を考慮するとともに、地域での生活を継続していくことを支援していくための見込量を設定しています。

新たに追加される「自立生活援助」については、平成 27 年度から平成 29 年 9 月までの実績と施設入所支援事業所や障害者相談支援事業所等からの情報をもとに見込量を設定しています。

【確保のための方策】

- ・引き続き施設入所から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備促進を図ります。
- ・「自立生活援助」を活用して、施設入所やグループホーム等から一人暮らしを希望する場合に、自立した生活力が身に付くよう支援を行っていきます。
- ・本人の障害特性や家庭状況により将来的に施設入所が望まれる人については、事前に短期入所を利用する等施設に慣れ、円滑に施設入所ができるよう準備を支援します。
- ・やむを得ない理由から地域生活が困難となり施設入所が必要となった場合は、市外、県外事業所を含めサービス調整を行います。

4 相談支援

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用に際して必要となるサービス等利用計画あるいは障害児支援利用計画作成に基づくサービス利用の仕組みについて一層の定着を図ります。

また、地域生活への移行に関するニーズを的確にとらえ、円滑な地域移行を推進するために地域移行支援及び地域定着支援に係るサービス提供を行う「指定地域相談支援事業所」等の体制の充実に努めます。

これら相談支援機能の実効性をより高めるために、各種の相談支援を提供する事業所等による課題検討をはじめとして、事業所等が相互連携を深めるための支援に取り組みます。

地域での生活に移行するにあたり重点的な支援を行う「地域移行支援」、居宅での生活において、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して常時の連絡体制のもとに必要な支援を行う「地域定着支援」など入所等から地域生活への移行に向けたサービスの充実に努めます。

サービスの種類	単位	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	利用人数	250 人	290 人	320 人
地域移行支援	利用量	3 人	3 人	4 人
地域定着支援	利用人数	8 人	8 人	9 人

<人>・・・月間の利用人数

<人日分>・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

【見込量算出の考え方】

計画相談支援の利用者数は、セルフプラン作成者のサービス等利用計画への移行者数を見込みました。

地域移行支援、地域定着支援の利用者数は、平成27年度から平成29年9月までの実績と施設入所支援事業所や障害者相談支援事業所等からの情報をもとに見込量を設定しています。

【確保のための方策】

- ・セルフプランでのサービス決定者のサービス等利用計画への移行を進めるため、日中活動系サービス事業所の相談支援事業への参入を促進します。
- ・施設入所者、入院中の障害者の地域移行を促進するため、本人や家族の意向を確認しながら地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助を活用する等、地域生活への移行が円滑に進むよう図ります。

5 障害児支援(児童福祉法によるサービス)

保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を図り、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成長段階に合わせて、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

(1) 地域支援体制の構築

児童発達支援センター「あけぼの学園」を地域における障害児通所支援等に関して中核的な役割を果たす支援施設として位置づけ、児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス並びに障害児相談支援を実施する事業所との連携を図りながら、支援体制の確保に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等が緊密な連携を図るとともに教育委員会との連携体制の確保に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障害のある子どもの「育ちの場」での支援を推進するため、保育所等訪問支援の活用をはじめとして、障害児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、小学校、特別支援学校等に対して協力する体制を構築し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害のある子どもが身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の活用等を行いながら支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児や強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害を早期発見し成長段階に応じた適切な支援を行うために、障害のある子ども及びその家族に対して継続的に関わり、関係機関をつなぐ中心的な役割を担っていることから、支援体制の構築にあたって、支援の質の確保及びその向上に取り組めます。

サービスの種類	単位	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用量	1,400 人日分	1,800 人日分	2,000 人日分
	利用人数	180 人	210 人	230 人
放課後等デイサービス	利用量	7,000 人日分	7,500 人日分	8,000 人日分
	利用人数	500 人	550 人	600 人
保育所等訪問支援	利用量	25 人日分	27 人日分	30 人日分
	利用人数	25 人	27 人	30 人
居宅訪問型 児童発達支援	利用量	5 人日分	5 人日分	5 人日分
	利用人数	1 人	1 人	1 人
医療型児童発達支援	利用量	5 人日分	5 人日分	5 人日分
	利用人数	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	利用人数	200 人	215 人	230 人
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	コーディネ ーター の配置人 数	1 人	1 人	1 人

＜人日分＞・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

＜人＞・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

多様なニーズに応じたサービスの提供により、今後の利用日数の伸びを見込んで設定しています。

【確保のための方策】

- ・児童発達支援については、受入体制等を整備し、事業の充実を図ります。
- ・医療型児童発達支援については、対象となる児童の発達状況や医療名での対応の必要性を考慮し、適切なサービスの利用につなげます。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、対象となる児童の発達状況や必要性を考慮し、適切なサービスにつなげます。
- ・放課後等デイサービスについては、個々の児童のニーズにあったサービス量が提供されるように、新たな事業所の参入を促進しサービスの充実を図ります。
- ・保育所等訪問支援については、事業の充実を図ります。
- ・障害児相談支援については、障害児通所支援を利用するときに、相談支援事業所において、障害児支援計画を作成することにより、適切なサービス利用と継続的な支援の充実を図ります。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域において障害が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態により実施するものです。

障害のある人等が地域において自立した生活を営むうえでの各種ニーズをはじめ生活全般にわたる相談に対応する「相談支援事業」について、身体障害、知的障害、精神障害等の障害特性に即した形による体制の構築、連携を進めます。

種類	単位・指標	2018年度	2019年度	2020年度
相談支援	箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
意思疎通支援 (手話通訳者・要約筆記者の派遣)	回	2,200 回	2,300 回	2,400 回
移動支援	利用時間	1,050 時間	1,120 時間	1,200 時間
	利用人数	150 人	160 人	170 人
日中一時支援	利用量	265 人日分	280 人日分	295 人日分
	利用人数	120 人	125 人	130 人

<箇所>・・・相談支援事業所の設置数

<回>・・・年間の利用回数

<時間>・・・月間のサービス提供時間

<人>・・・月間の利用人数

<人日分>・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

【見込量算出の考え方】

地域生活支援事業については、地域の実情に応じて実施することとなっていることから、利用者の利便性等に配慮した円滑な事業実施とその定着に十分留意しつつ、各年度における見込量を設定しています。

【確保のための方策】

- ・意思疎通支援を安定的に実施できるよう手話通訳者等の養成に努めます。
- ・移動支援事業、日中一時支援事業については、ニーズに対応できるよう、専門的な研修や必要な情報の提供等を行い、新規事業者の参入を促進します。

V その他計画の推進のために必要な事項

2020年度を最終目標年度とする数値目標（成果目標）と、成果目標を達成するための障害福祉サービス等の見込量（活動指標）確保が達成されるよう、次の取り組みにより推進していきます。

1 障害のある人等に対する虐待の防止

障害のある人の安全を確保するために、虐待の未然防止を図ります。また、虐待事案に対しては、関係機関との連携体制により、一時保護等の機能を確保するなど、関係機関との連携協力体制の整備に努めます。

相談支援専門員及びサービス管理責任者等は、サービス利用支援により、居宅や施設等への訪問による相談支援の機会等を通じて障害のある人等やその世帯の状況を把握することが可能であることから、これと連携し、虐待事案の未然防止及び早期発見を図ります。

障害のある人等の権利擁護に係る取り組みについては、障害福祉サービスの利用にあたって成年後見制度が有用と認められる場合もあることから、この制度の利用を促進に努めます。

2 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現させるためには、日常生活や社会生活における障害のある人等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くことが重要です。平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」では、障害のある人等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、その対象となる障害のある人等は、障害者手帳を持っている人に限られるものではないこととしています。

障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があることから、本市では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領」を定め、市職員一人ひとりがリーダーとなり率先して推進及び啓発に努めます。また、市民からの相談に対応する中で、民間事業者等への理解と啓発を図っていきます。

3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修の充実

日頃から地域に開かれた施設を目指して地域や関係機関との関係性を構築し、防犯や防災の観点から利用者の安全確保を図ります。また、大規模な災害が発生した時における利用者の安全確保に関する研修の情報を提供する等支援していきます。

4 関係機関等による協議の場

障害のある人等への相談支援体制の整備を図るために、四日市障害保健福祉圏 域自立支援協議会において、障害福祉に係る地域的な課題の検討や障害福祉に関する情報の共有を図ります。また、当該協議会の各部会において、様々な観点からニーズの把握、分析等を行い、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等のサービス提供の適正化に努めます。

5 達成状況の点検および評価（PDCAサイクル）

本計画の推進にあたっては、国や県と十分な連携を図りながら、必要となる情報の収集、情報の発信に努めます。併せて、障害者施策推進協議会において定期的に推進状況の把握を行い、適宜計画の見直しを行っていきます。

資 料 編

障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人の現状と推移

(1) 身体に障害のある人の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在、市内の身体障害者手帳所持者数は 10,547 人で、うち 18 歳未満が 232 人(2.2%)、18 歳以上が 10,351 人(97.8%)となっています。

身体に障害のある人の数は、平成 26 年までは毎年増加していましたが、平成 27 年以降は減少に転じ、市内人口に対する割合も同様に減少しています。

表 1 身体障害者手帳所持者数推移 (各年 4 月 1 日現在 単位 :人、%)

年	身体に障害のある人			市内人口	
	手帳所持者数 (人)	平成 24 年を 100 とした指数	市内人口比 (%)	人口 (人)	平成 24 年を 100 とした指数
平成 24 年	10,555	100.0	3.36	313,683	100.0
平成 25 年	10,683	101.2	3.41	312,856	99.7
平成 26 年	10,849	102.8	3.47	312,359	99.6
平成 27 年	10,770	102.0	3.45	312,106	99.5
平成 28 年	10,726	101.6	3.44	312,115	99.5
平成 29 年	10,547	99.9	3.38	311,672	99.4

障害の種類別では、肢体不自由が最も多く、全体の 50.6%を占めています。次いで、内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっています。

表 2 身体障害者手帳所持状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在 単位 :人)

障害種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚 障 害	216 (5)	209 (1)	55 (1)	46 (1)	91 (3)	37 (0)	654 (11)
聴覚・平衡機能障害	72 (0)	239 (16)	156 (5)	166 (4)	6 (0)	363 (4)	1,002 (29)
音 声 ・ 言 語 ・ そしゃく機能障害	1 (0)	12 (0)	69 (1)	39 (2)	0 (0)	0 (0)	121 (3)
肢 体 不 自 由	1,032 (81)	1,062 (50)	1,117 (16)	1,419 (3)	444 (6)	260 (1)	5,334 (157)
内 部 障 害	2,068 (17)	30 (0)	516 (12)	822 (3)	0 (0)	0 (0)	3,436 (32)
合 計	3,389 (103)	1,552 (67)	1,913 (35)	2,492 (13)	541 (9)	660 (5)	10,547 (232)

※ () 内は 18 歳未満の児童数 [再掲]

図1 障害種類別身体障害者手帳所持者数（平成29年4月1日現在）

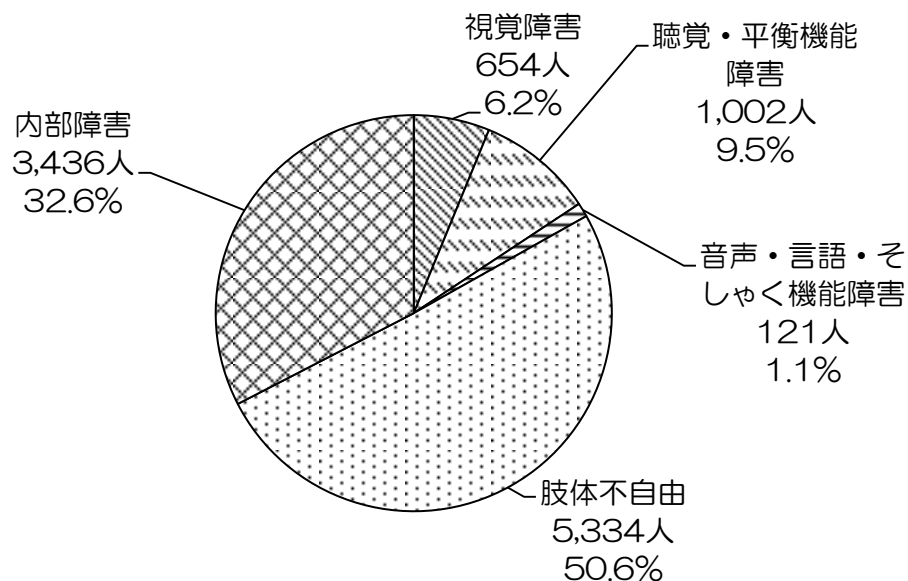
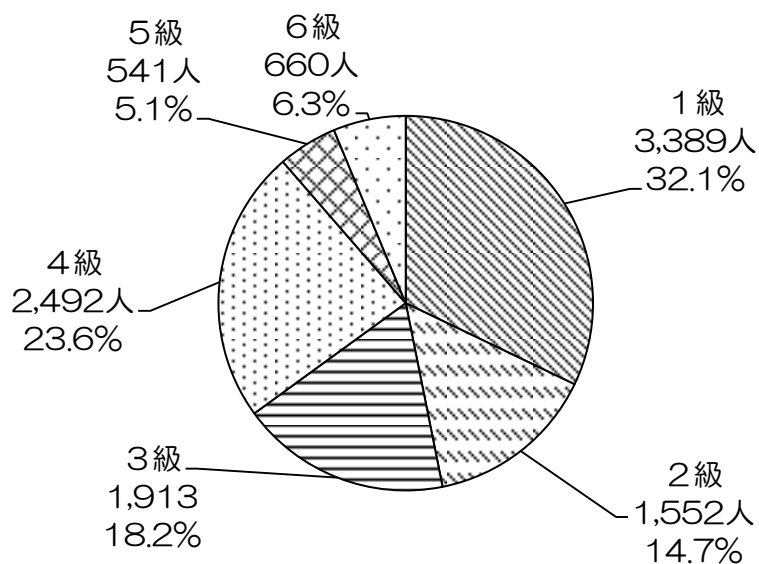
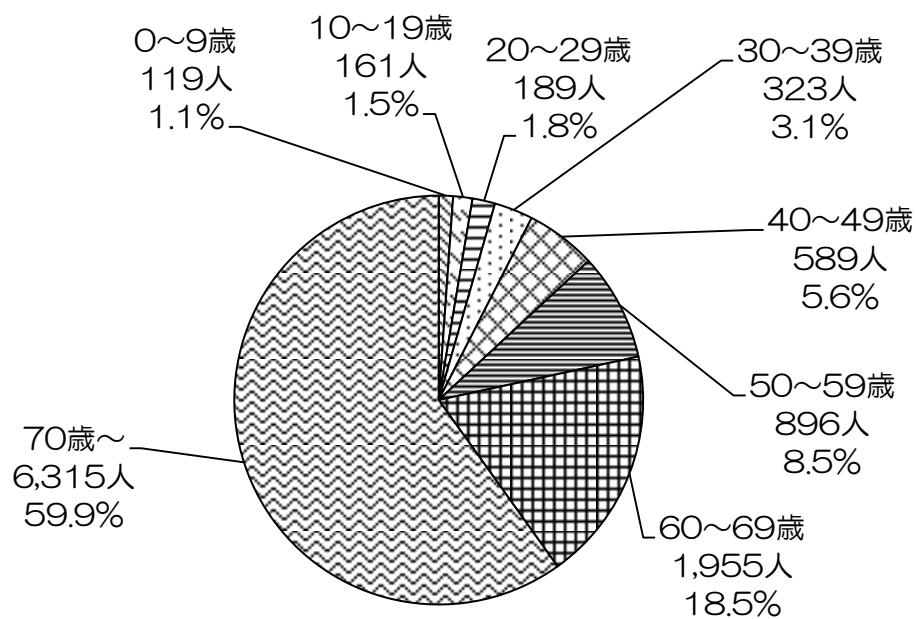


図2 障害程度別身体障害者手帳所持者数（平成29年4月1日現在）



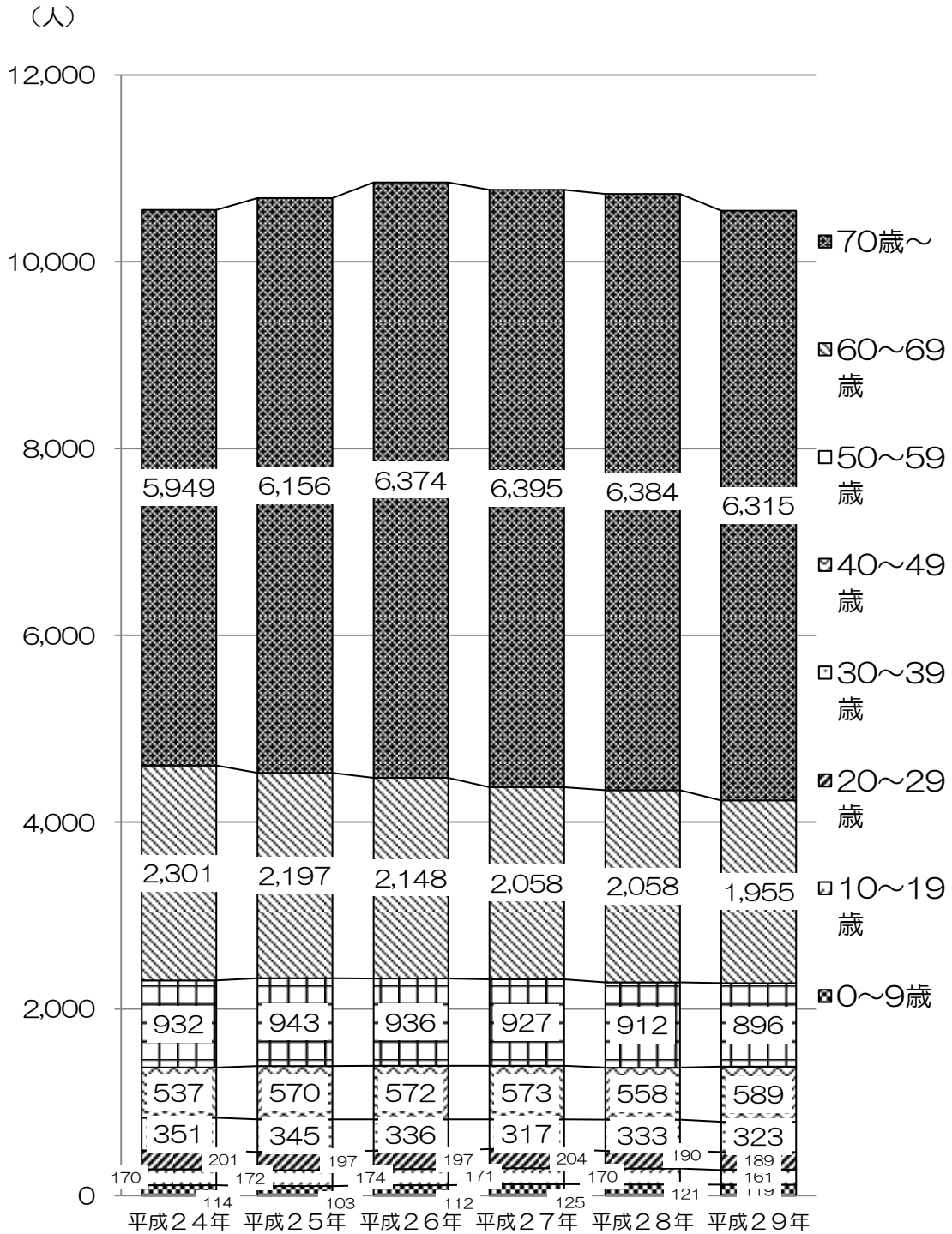
障害の程度別では、1級が最も多く、1級と2級で全体の46.8%と、重度の割合が高くなっています。

図3 年齢別身体障害者手帳所持者数（平成29年4月1日現在）



年齢別では、70歳以上が全体の59.9%を占めています。身体に障害のある人の多くが高齢者であると言えます。

図4 年齢別身体障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



年齢別では、0～9歳と40～49歳がやや増加傾向にあるが、それ以外の年代では減少しています。

(2) 知的障害のある人の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在、市内の療育手帳所持者数は 2,372 人で、うち 18 歳未満が 664 人 (28.0%)、18 歳以上が 1,708 人 (72.0%) となっています。

知的障害のある人の数は、平成 24 年と平成 29 年を比較すると、505 人 (27.0%) 増えています。市内人口に対する割合も、平成 24 年の 0.595% から平成 29 年の 0.761% と高くなっています。

表 3 療育手帳所持者数推移

(各年 4 月 1 日現在 単位 :人、%)

年	知的障害のある人			市内人口	
	手帳所持者数 (人)	平成 24 年を 100 とした指数	市内人口比 (%)	人口 (人)	平成 24 年を 100 とした指数
平成 24 年	1,867	100.0	0.595	313,683	100.0
平成 25 年	1,939	103.9	0.620	312,856	99.7
平成 26 年	2,023	108.4	0.648	312,359	99.6
平成 27 年	2,080	111.4	0.666	312,106	99.5
平成 28 年	2,164	115.9	0.693	312,115	99.5
平成 29 年	2,372	127.0	0.761	311,672	99.4

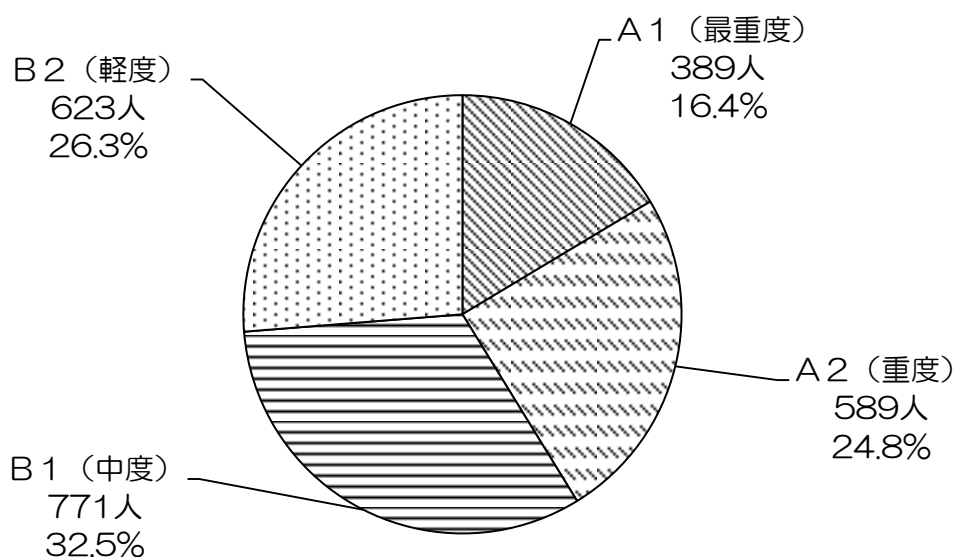
表 4 療育手帳所持状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在 単位 :人)

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
知的障害の ある人	389 (107)	589 (131)	771 (165)	623 (261)	2,372 (664)

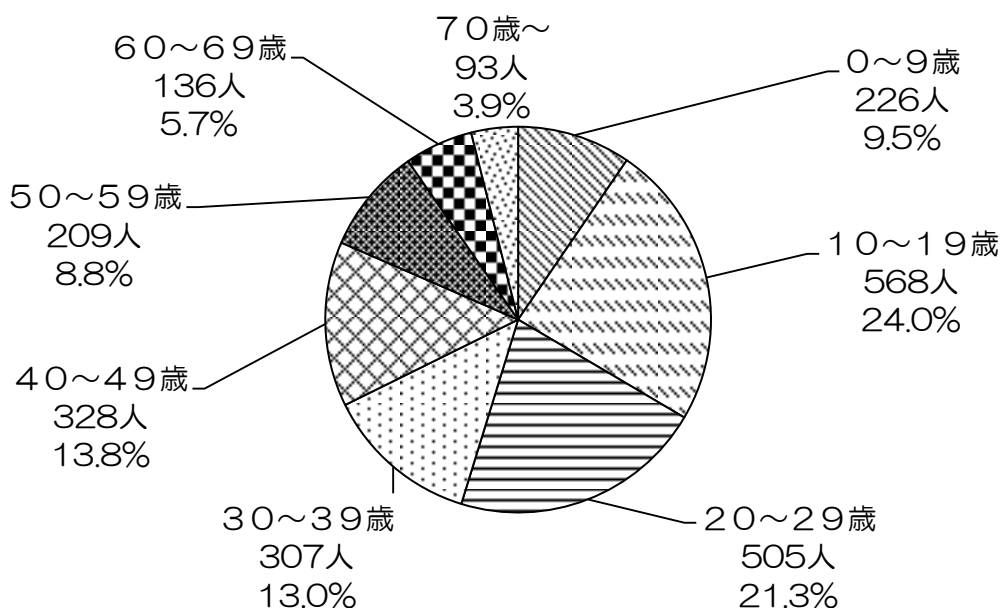
() 内は 18 歳未満の児童数 [再掲]

図6 障害程度別療育手帳所持者数（平成29年4月1日現在）



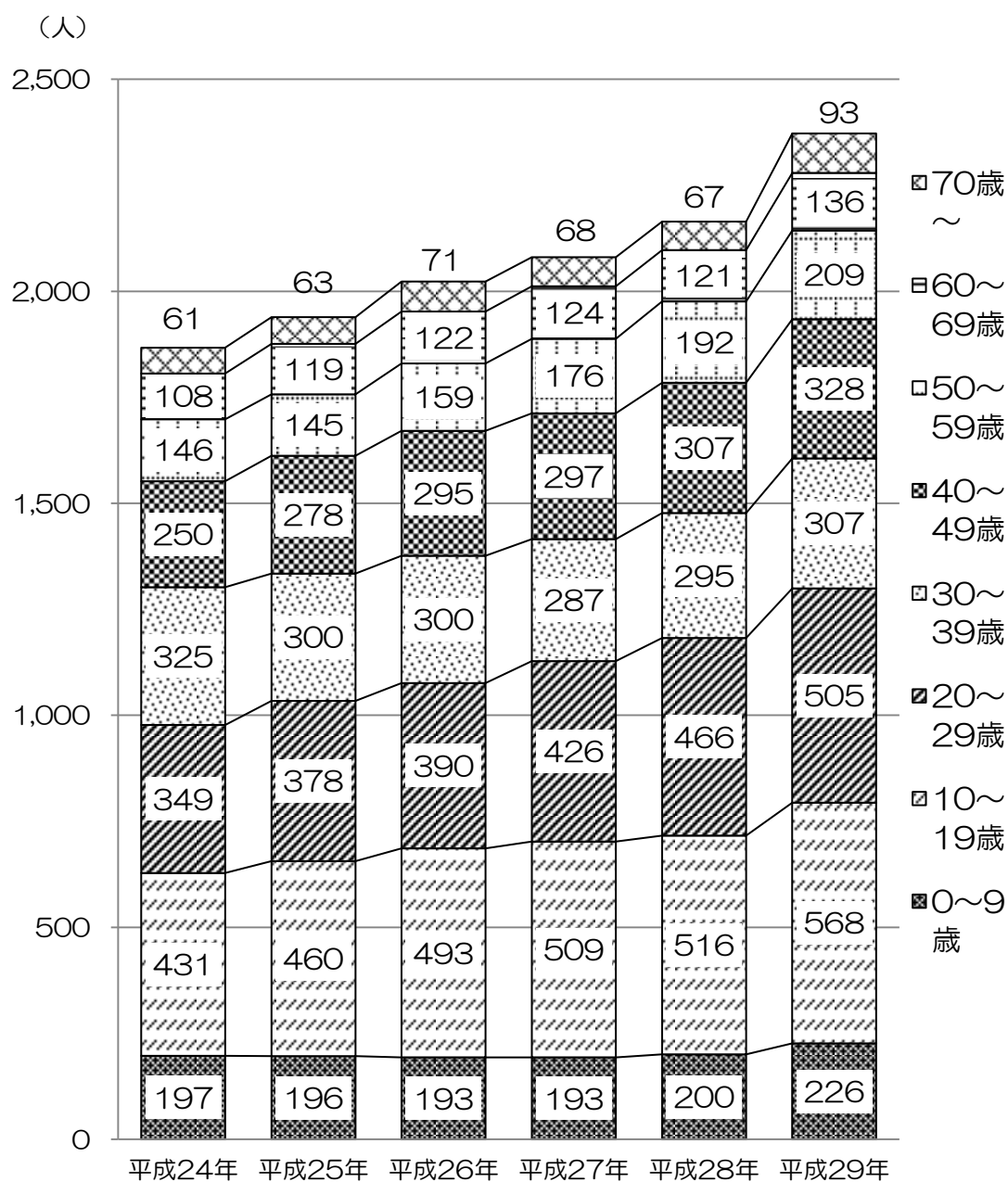
障害の程度別では、中度が最も多く全体に占める割合が32.5%、次いで軽度26.3%、重度24.8%、最重度16.4%の順となっています。大分類でみると、Aが978人、Bが1,394人と、Bが多く、58.8%を占めています。

図7 年齢別療育手帳所持者数（平成29年4月1日現在）



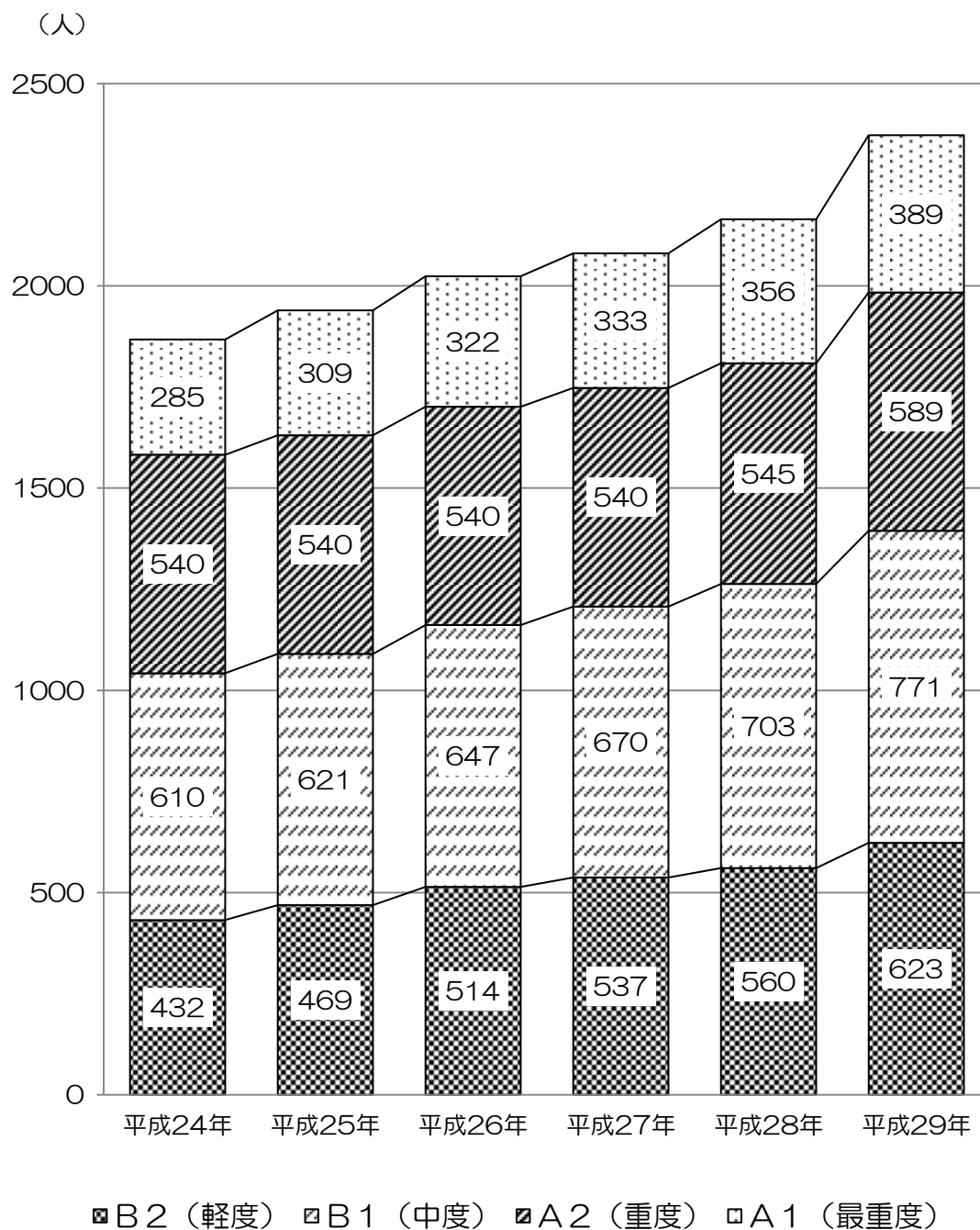
年齢別では、10歳代が最も多く24.0%を占め、次いで、20歳代（21.3%）、40歳代（13.8%）と続いています。

図8 年齢別療育手帳所持者数推移(各年4月1日現在)



年齢別では、各年代で増加しており、とりわけ10歳代、20歳代、50歳代で著しく増加しています。

図9 障害程度別療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



障害の程度別では、平成24年と平成29年を比較すると、A1（最重度）では104人（36.5%）、A2（重度）では49人（9.1%）、B1（中度）では161人（26.4%）、B（軽度）では191人（44.2%）の増加となっており、各程度とも増加傾向にあります。

(3)精神障害のある人の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在、市内の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,135 人となっています。

精神障害のある人の数は、平成 24 年と平成 29 年を比較すると、754 人 (54.6%) 増加しています。市内人口に対する割合も、平成 24 年の 0.440% から平成 29 年の 0.685% と、増加しています。

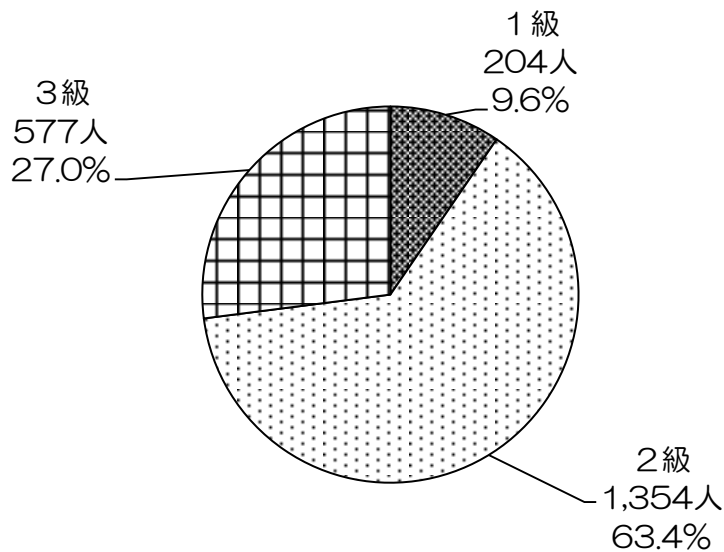
表 5 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移 (各年 4 月 1 日現在 単位 : 人、%)

年	精神障害のある人			市内人口	
	手帳所持者数 (人)	平成 24 年を 100 とした指数	市内人口比 (%)	人口 (人)	平成 24 年を 100 とした指数
平成 24 年	1,381	100.0	0.440	313,683	100.0
平成 25 年	1,526	110.5	0.488	312,856	99.7
平成 26 年	1,688	122.2	0.540	312,359	99.6
平成 27 年	1,806	130.8	0.579	312,106	99.5
平成 28 年	1,904	137.9	0.610	312,115	99.5
平成 29 年	2,135	154.6	0.685	311,672	99.4

表 6 精神保健福祉手帳所持状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在 単位 : 人)

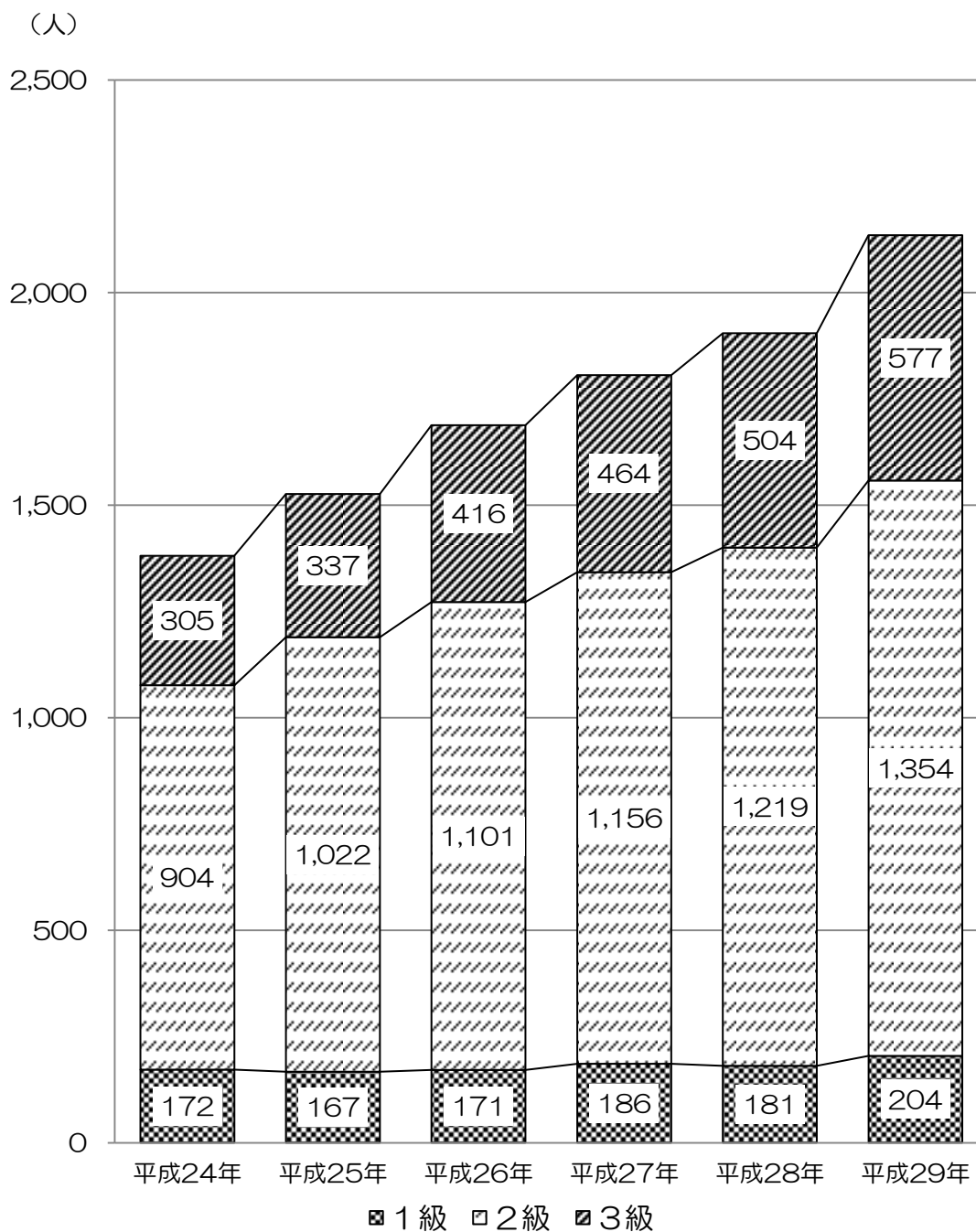
	1 級	2 級	3 級	合計
精神障害のある人	204	1,354	577	2,135

図 10 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



障害の程度別では、2 級 (63.4%) が最も多く、次いで 3 級 (27.0%)、1 級 (9.6%) の順となっています。

図 1 1 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（各年 4 月 1 日現在）



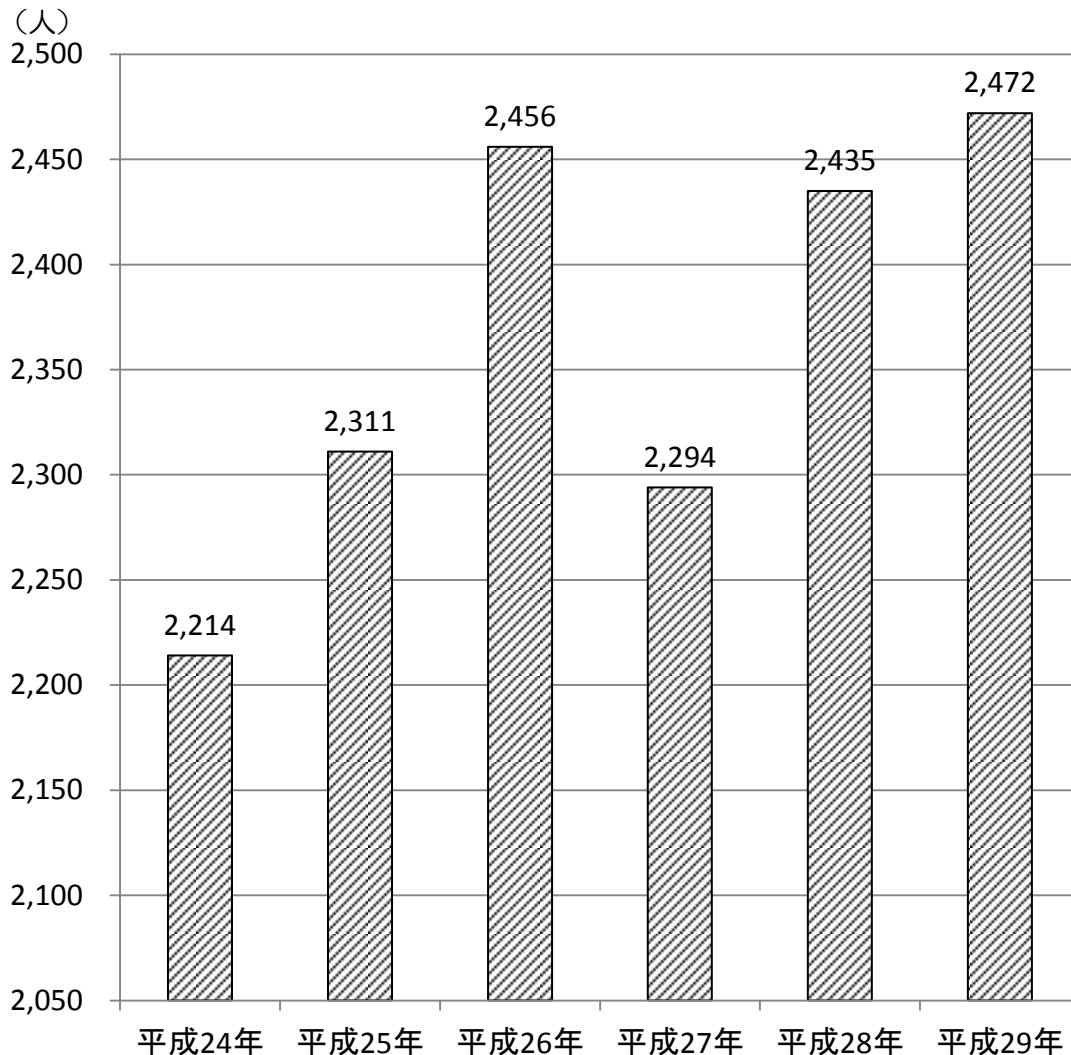
障害の程度別では、平成 24 年と平成 29 年を比較すると、特に、1 級は 32 人 (18.6%)、2 級は 450 人 (49.8%)、3 級は平成 24 年から 272 人 (89.2%) と、いずれの障害程度でも増加しています。

(4) 難病患者(特定疾患医療受給者)の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」に定められた特定疾患医療が受給できる対象疾病の数は、平成 21 年 9 月までは 45 疾病でしたが、その後、難病法が改正されたことにより、平成 29 年 4 月現在では 330 の疾病に対象が拡げられています。平成 24 年と平成 29 年を比較すると、258 人（11.7%）増加しています。

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法における福祉サービスの対象となる疾病として、130 の疾病が指定され、その後、対象疾病が見直され、平成 29 年 4 月現在では 158 の疾病に拡大されています。

図 1 2 特定疾患医療受給者数推移（各年 4 月 1 日現在）



2 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法に基づく、介護給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援）の利用を希望する場合は、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判定する障害支援区分認定調査と、審査会による障害支援区分の認定が必要となります。

また、訓練等給付サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用を希望する場合は、障害支援区分認定調査は必要ですが、審査会による障害支援区分の認定は必要ありません。

表7 四日市市における障害支援区分の認定状況(平成29年4月) (単位:人、%)

障害支援区分 障害種別		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	認定 なし	計
身体障害	人	4	16	40	34	37	154	108	393
	%	1.0%	4.1%	10.2%	8.6%	9.4%	39.2%	27.5%	100.0%
知的障害	人	3	38	91	173	151	247	137	840
	%	0.4%	4.5%	10.8%	20.6%	18.0%	29.4%	16.3%	100.0%
精神障害	人	1	39	114	49	3	2	236	444
	%	0.2%	8.8%	25.7%	11.0%	0.7%	0.5%	53.1%	100.0%
難病患者等	人	0	0	1	0	1	1	4	7
	%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	57.1%	100.0%
計	人	8	93	247	256	192	404	485	1,684
	%	0.5%	5.5%	14.6%	15.2%	11.4%	24.0%	28.8%	100.0%

※障害種別が重複している場合は、主たる障害により分類しています。

表8 四日市市における障害支援区分の認定状況（各年4月）

（単位：人）

障害支援区分 障害種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	認定なし	総計
平成24年	10	66	224	229	161	345	437	1,472
1 身体	9	25	33	40	39	120	72	338
2 知的	1	18	86	149	115	221	127	717
3 精神		23	105	40	7	1	112	288
5 児童						3	126	129
平成25年	8	64	209	237	171	378	473	1,540
1 身体	8	26	33	38	35	142	85	367
2 知的		25	79	151	126	235	123	739
3 精神		13	97	48	10	1	156	325
5 児童							109	109
平成26年	9	63	226	241	179	382	507	1,607
1 身体	7	29	33	38	36	146	98	387
2 知的	2	22	91	145	132	234	131	757
3 精神		12	102	58	11		176	359
4 難病等						2	1	3
5 児童							101	101
平成27年	9	65	230	242	185	386	534	1,651
1 身体	7	24	36	38	33	149	116	403
2 知的	2	25	94	148	144	236	124	773
3 精神		16	100	56	7		217	396
4 難病等					1	1	1	3
5 児童							76	76
平成28年	8	70	236	251	180	402	573	1,720
1 身体	5	18	38	37	29	155	116	398
2 知的	3	32	88	159	144	246	140	812
3 精神		20	110	55	6	1	215	407
4 難病等					1		7	8
5 児童							95	95
平成29年	8	93	246	256	192	404	584	1,783
1 身体	4	16	40	34	37	154	108	393
2 知的	3	38	91	173	151	247	137	840
3 精神	1	39	114	49	3	2	236	444
4 難病等			1		1	1	4	7
5 児童							99	99

※平成26年から難病等が追加

表9 障害のある子どもへの障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定状況

（平成29年4月）

		支給決定者数
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス		99
児童福祉法に基づく	児童発達支援	181
	放課後等デイサービス	421
	保育所等訪問支援	100
計		801

（単位：人）

四日市市障害者施策推進協議会要綱

制定 昭和57年8月27日 告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の社会への「完全参加と平等」という基本理念への実現に向けて、関係機関が緊密な連携のもとに協議し、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、四日市市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企業等雇用関係団体の代表者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 社会福祉団体の代表者
- (4) 教育福祉施設の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき、委員の職を失う。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置き、市職員の中から市長が指名する職員をもって充てる。

2 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査研究するため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、幹事及び関係者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する事務を処理する。

4 部会長は、会長から付託された事項について、会議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日告示第107号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日告示第65号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月16日告示第198号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成17年2月4日告示第103号）

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則（平成24年4月17日告示第208号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年5月16日告示第316号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

平成 29 年度四日市市障害者施策推進協議会委員名簿(平成 30 年 1 月 1 日現在)

区 分	役 職	氏 名
企業等雇用団体	四日市商工会議所 総務部長	山下 項士
障害者団体の代表者	四日市市身体障害者団体連合会 名誉会長	山本 征雄
	四日市市身体障害者団体連合会 理事	黒宮 弘子
	四日市市身体障害者団体連合会 副会長	畷ヶ山 栄三
	四日市市手をつなぐ育成会 会長	青戸 勝美
	四日市市手をつなぐ育成会・のびっこ&ポップ	上川かずみ
	四日市市手をつなぐ育成会	水谷 泉
	四日市市精神保健福祉会 会長	川北 秀成
	四日市市精神保健福祉会	小林 美保子
社会福祉団体の代表者	四日市市社会福祉協議会 常務理事	服部 司
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	高井 俊夫
	障害者相談支援センターソシオ 管理者	下方 宏明
教育福祉施設の代表者	三重県立特別支援学校きらら学園	武藤 崇史
	三重県立特別支援学校西日野にじ学園	藤井 和人
	社会福祉法人四日市福祉会 理事長	柏木 三穂
学識経験者	四日市大学 副学長・総合政策部教授	松井真理子
関係行政機関の職員	三重県北勢児童相談所 家庭児童支援二課長	前田 晃秀
	四日市公共職業安定 所長	中村 良一
市の職員	四日市市教育委員会 教育監	上浦 健治
	四日市市 健康福祉部長	永田 雅裕

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会共同設置規約

(趣旨)

第1条 四日市市、菰野町、朝日町及び川越町(以下「関係市町」という。)は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域自立支援協議会を共同して設置するものとする。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会(以下「協議会」という。)という。

(組織)

第3条 協議会の委員定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 教育及び雇用関係機関に所属する者
- (3) 障害者関係団体に所属する者
- (4) 障害当事者
- (5) 関係行政機関
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、関係市町の長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び関係者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(運営委員会)

第8条 協議会を円滑に運営するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(機能)

第9条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

(1) 中立及び公平性を確保する観点から、関係市町が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。

(2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議及び調整を行う。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。

(4) 地域の社会資源の開発及び改善を行う。

(5) その他協議会において必要と認めた事項について協議を行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、運営委員会において行う。

(運営事項)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

平成 29 年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会構成機関

構 成 機 関 名
三重県北勢福祉事務所福祉課
四日市市保健所保健予防課
四日市市障害福祉課
四日市市こども発達支援課
四日市市児童発達支援センターあけぼの学園
菰野町健康福祉課
朝日町保険福祉課
川越町福祉課
四日市障害者就業・生活支援センター プラウ
四日市市障害者自立生活支援センター かがやき
相談支援事業所 ブルーム
障害者相談支援センター ソシオ
障害者相談支援センター HANA
相談支援事業所 陽だまり

平成29年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制

■ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会

会長：朝日町役場保険福祉課

〒510-8522 三重郡朝日町小向 893

TEL 377-5659 FAX 377-2790 E-mail: hoken@town.asahi.mie.jp

三重県北勢福祉事務所 四日市市障害福祉課 四日市市保健所保健予防課 四日市市こども発達支援課

四日市市児童発達支援センターあけぼの学園 菰野町健康福祉課 川越町福祉課 朝日町保険福祉課

四日市市障害者自立生活支援センターかがやき 相談支援事業所陽だまり 相談支援事業所ブルーム

障害者相談支援センターHANA 障害者相談支援センターソシオ 四日市障害者就業・生活支援センタープラウ

地域課題を解決するための協議の場、圏域の障害者施策への反映等

障害福祉計画の進捗管理、協議会の事務局機能等

■ 行政担当者会議

四日市市障害福祉課

菰野町健康福祉課

川越町福祉課

朝日町保険福祉課

■ 運営委員会

四日市市障害福祉課 四日市市こども発達支援課 菰野町健康福祉課 川越町福祉課 朝日町保険福祉課 四日市市障害者自立生活支援センターかがやき 相談支援事業所陽だまり 相談支援事業所ブルーム 障害者相談支援センターHANA 障害者相談支援センターソシオ 四日市障害者就業・生活支援センタープラウ

■ 委託相談支援事業所連携会議

四日市市障害者自立生活支援センターかがやき 相談支援事業所陽だまり 相談支援事業所ブルーム

議長：障害者相談支援センター 障害者相談支援センターHANA 障害者相談支援センターソシオ 四日市障害者就業生活支援センタープラウ

委託相談支援事業所間の連携強化
圏域の相談支援体制の充実に向けた検討
相談事例や部会からの地域課題を整理

各 部 会 …… 各分野において地域課題を抽出し、解決に向けた協議を行う。必要に応じて連絡会、ワーキンググループ等を設置

■ 生活支援部会

部会長：四日市市障害者自立生活支援センターかがやき

GH連絡会

居住系サービス事業所連絡会

通所系事業所連絡会

居宅介護事業所連絡会

■ 療育部会

部会長：相談支援事業所 陽だまり

児童入所施設連絡会

放課後等デイサービス事業所連絡会

■ 雇用部会

部会長：四日市障害者就業・生活支援センタープラウ

就労継続支援A型事業所連絡会

企業開拓ワーキンググループ

■ こころのバリアフリー推進部会

部会長：障害者相談支援センターソシオ

行政・相談支援事業所担当者会議

■ 計画相談部会

部会長：障害者相談支援センターHANA

■ 障害児相談支援部会

部会長：相談支援事業所ブルーム

第5期四日市市障害福祉計画
第1期四日市市障害児福祉計画

平成30(2018)年3月

四日市市健康福祉部障害福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8171

059-354-8527

059-354-8163

FAX 059-354-3016

E-mail: syougaiukushi@city.yokkaichi.mie.jp

四日市市こども未来部こども発達支援課

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

TEL 059-354-8064

FAX 059-354-8102

E-mail: kodomohattatsu@city.yokkaichi.mie.jp